

所管事項に関する資料

目次

	ページ
1 機構、職名及び職員数	2
2 分掌事務	3

監査事務局

令和7年6月

所管事項について

監査事務局は、監査委員が地方自治法等に基づく監査等を執行するための補助機関として、同法及び長崎市監査委員条例の規定により設置されたものです。

1 機構、職名及び職員数（12人）

（令和7年4月1日現在）

監査事務局長	——	係長	——	書記	6人、再任用職員2人、会計年度任用職員1人
下野 年博		堀田 豊			
		橋口 由起子			

2 分掌事務

監査等の種類		実施時期	事務の内容	根拠法令(注1)
1	財務監査	定期監査	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査	自治法第199条第1項、第4項
		工事監査		
		随時監査	必要があると認めるとき	自治法第199条第1項、第5項
2	行政監査	4月～11月(前期)10月～3月(後期)	一般行政事務の執行についての監査(定期監査と併せて実施)	自治法第199条第2項
		必要があると認めるとき	一般行政事務の執行についての監査(個別に実施)	
3	財政援助団体等監査	必要があると認めるとき 市長の要求があったとき	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行についての監査	自治法第199条第7項
4	例月出納検査	毎月例日(原則毎月27日)	一般会計・特別会計及び公営企業会計の現金出納の検査	自治法第235条の2第1項
5	決算審査	5月～7月	公営企業会計の決算審査	公企法第30条第2項
		7月～8月	一般会計・特別会計の決算審査	自治法第233条第2項
6	基金運用審査	7月～8月(決算審査時)	基金の運用状況の審査	自治法第241条第5項
7	健全化判断比率等審査	8月	健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率の審査	財政健全化法第3条第1項、第22条第1項
8	直接請求監査	請求があったとき	有権者の50分の1以上の連署で、本市の事務の執行に関し監査の請求があったときに実施する監査	自治法第75条第1項
9	議会からの請求監査	請求があったとき	議会から、本市の事務に関し監査の請求があったときに実施する監査	自治法第98条第2項
10	長からの要求監査	要求があったとき	市長から、本市の事務の執行に関し監査の要求があったときに実施する監査	自治法第199条第6項
11	住民監査請求による監査	請求があったとき	住民から、市長・委員会・委員又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について監査の請求があったときに実施する監査	自治法第242条
12	職員の賠償責任の監査	市長又は管理者が求めたとき	職員が故意又は重大な過失等により、市に損害を与えたと市長又は管理者が認め、その事実の有無、賠償責任の有無、賠償額の決定について市長又は管理者から求められたときに実施する監査	自治法第243条の2の8第3項 公企法第34条
13	公金の収納等の監査	必要があると認めるとき 市長又は管理者の要求があったとき	指定された金融機関が取り扱う本市の公金の収納又は支払の事務について実施する監査	自治法第235条の2第2項 公企法第27条の2第1項
14 (注2)	包括外部監査	4月～3月	(1) 外部監査契約の締結及び解除に関すること (2) 外部監査契約の締結に当たり監査委員に意見を聴くことその他外部監査契約のために必要なこと	自治法第252条の27～44
15 (注2)	個別外部監査	請求等があったとき		

(注1) 自治法とは地方自治法、公企法とは地方公営企業法、財政健全化法とは地方公共団体の財政の健全化に関する法律のそれぞれの略称です。

(注2) 市長の事務の補助執行を行っています。